

強制失踪委員会による対日審査総括所見に関する日本政府の立場 (ファクトシート)

1 強制失踪行為に対する管轄権（本条約第9条）（総括所見パラ21, 22）

日本の刑法では、全ての強制失踪行為に対して域外管轄権が適用されることを明示的に規定している。

2 強制失踪事案に関する告発及び捜査（本条約第11条及び第12条）（総括所見パラ23, 24）

（1）刑事訴訟法第239条は、「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」と規定している¹。したがって、失踪者との関係いかにかわらず、いかなる者でも強制失踪の疑いがある事案を当局に告発することができる。

（2）刑事訴訟法第189条は、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定している²。したがって、警察官には、捜査をするか否かの裁量はなく、捜査を開始しなければならない。

（3）捜索状の執行において、制限や例外はない。したがって、失踪者が存在すると信じるに足りる全ての拘禁場所は、令状に基づく制約のない捜索の対象となる。

（4）日本には軍事裁判所はなく、全ての強制失踪事案は通常の裁判所において裁かれる。

3 強制失踪の被害者であるいわゆる「慰安婦」の状況（本条約第1条, 第8条, 第12条, 第24条, 第25条）（総括所見パラ25, 26）

（1）強制失踪条約は、本条約が発効する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、日本政府としては、慰安婦問題を同条約の実施状況に係る政府報告審査において取り上げるべきものではないと考えている。その上で申し上げれば、慰安婦問題を含め、現在までに、強制失踪条約第12条に基づく「申立て」が日本政府に対してなされたことはない。

（2）1990年代初頭に日本政府が行った、関係省庁における関連文書の調査、米国国立公文書館等での文献調査、軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や韓国の市民団体である挺対協の証言集の分析等、一連の調査を通じて得られた、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」は確認できなかった。

¹ 強制失踪条約第1回日本政府報告 別添参照。

² 強制失踪条約第1回日本政府報告 別添参照。

(3) 同調査の結果は、全て公表されており、例えば政府関連機関やアジア女性基金のホームページを通じて閲覧可能である³。我が国が慰安婦関連資料を隠蔽しているとの指摘は当たらない。

(4) 慰安婦問題について一部不正確な理解が広まっているが、このような見方が広く流布された原因は、1983年、故人になった吉田清治氏が、「私の戦争犯罪」という本の中で、吉田清治氏自らが、「日本軍の命令で、韓国の済州島において、大勢の女性狩りをした」という虚偽の事実を捏造して発表したためである。この本の内容は、日本、韓国の世論のみならず、国際社会にも、大きな影響を与えた。しかし、当該書物の内容は、後に、複数の研究者により、完全に想像の産物であったことが既に証明されている。その証拠に、これを積極的に報じた大手新聞自身も、事実関係の誤りを認め、正式にこの点につき読者に謝罪している⁴。これらの経緯は十分に知られていないが、慰安婦問題は、客観的な事実関係に基づき議論・評価がなされるべき。

(5) 総括所見では、慰安婦問題について” may have been subjected to enforced disappearance” と記載されている。まず、” may have been” という表現は、慰安婦が本条約第2条に規定する強制失踪の被害者であった可能性を前提とした指摘と理解するが、そのような指摘を行うのであれば、適切な根拠が示されることが不可欠である。

(6) また、総括所見では、本条約第24条(5)をひきつつ、慰安婦問題に対する日本の立場が慰安婦の方々の救済を否定しているとの記述があるが、そもそも本条約第12条に基づく「申立て」が日本政府に対してなされたことはないことに加えて、先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題については、日本政府は、米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、個人の請求権の問題も含めて、法的には解決済みである。韓国とは、1965年の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定で、日韓間の財産・請求権の問題が「完全かつ最終的に解決された」ことを確認し、同協定に基づき、日本政府は韓国政府に5億ドルの経済協力を実施した。

(7) 加えて、日本政府及び日本国民は、1990年代以降、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業や「償い金」の支給等

³ Asian Women's Fund. *Digital Museum: The Comfort Women Issue and the Asian Women's Fund*. Retrieved on 26 Nov. 2018. <http://awf.or.jp/e6/index.html>

⁴ Asahi Shimbun (22 Aug. 2014). *Testimony about 'forcible taking away of women on Jeju Island': Judged to be fabrication because supporting evidence not found*. Retrieved on 26 Nov. 2018. <https://www.asahi.com/articles/SDI201408213563.html>

(合計金額は、一人当たり500万円(韓国・台湾)、320万円(フィリピン))を行うアジア女性基金(AWF)の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。また、AWFから個々の慰安婦に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は、自筆の署名を付したお詫びと反省を表明した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送り、最終的に285名(フィリピン211名、韓国61名、台湾13名)の元慰安婦が受け取った。こうした努力の結果、1998年の日韓共同宣言-21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ-では、「未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請である」とされた。

(8) このような取組にもかかわらず、日韓間において慰安婦問題が改めて政治的な問題となった。元慰安婦の方々の癒やしを早期に実現するため、日韓両国は、真剣に協議を行い、多大なる外交努力を経て、2015年12月、慰安婦問題に関する合意に達した。これにより、同問題が「最終的かつ不可逆的に解決」されることや、今後国際社会において、両国が本問題について互いに非難や批判を控えることが確認されたのみならず、同合意に基づき、韓国政府は元慰安婦の方々のための事業を実施する財団を設立し、日本政府は同財団に対し10億円の支出を行った。

(9) この日韓合意については、潘基文国連事務総長(当時)を始め、米国政府を含む国際社会が歓迎⁵、欧米メディア(ニューヨークタイムズ等)も高く評価しているのみならず、韓国人元慰安婦の多くも肯定的に評価している。引き続き日韓合意が着実に実施されることが重要である。

(10) 2015年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、我々は20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続ける。日本は、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意である。

4 追放、送還、犯罪人引渡しのメカニズム(本条約第13条及び第16条)(総括所見パラ29)

(1) 本条約は、当然のことながら、非締約国には適用されない。そのことは日本側の責めによる障害とすべきではない。

(2) 犯罪人引渡条約がない場合に、相互主義の保証を要件とすることは、国際社会

⁵ United Nations Secretary-General (28 Dec. 2015). Statement attributable to the Spokesman for the Secretary-General on the agreement between Japan and the Republic of Korea on issues related to 'comfort women'. Retrieved on 29 Nov. 2018. <https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2015-12-28/statement-attributable-spokesman-secretary-general-agreement-between>

においてごく一般的である。日本だけではなく、他国も相互主義の保証を要件としている。したがって、この要件は、犯罪人引渡しにおける障害ではない。

5 基本的な法的安全措置（本条約第17条）（総括所見パラ31, 32）

（1）刑事訴訟法においては、全ての身体の拘束を受けている被疑者は、制限・禁止・審査なしに弁護人との接見交通が認められる⁶。

（2）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等関連法令では、被疑者が翻訳や通訳の費用をまかなえない場合等は、必要に応じて県がその費用を支援することができる旨定められている。刑事訴訟法第39条第1項は、「身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる」と規定している⁷。

6 自由を剥奪された者の記録（本条約第17条, 第18条, 第20条, 第22条）（総括所見パラ35, 36）

（1）施設における記録には本条約第17条に規定された全ての情報が含まれており、情報は迅速に更新されることとなっている⁸。

（2）職務上の義務に反して自由のはく奪に関する記録を怠ったり、情報提供を拒否したり、または不正確な情報提供をした当局の者は、懲戒の対象となる。それが意図的になされた場合には、刑事罰に問われ得る。

7 被害者の定義及び被害回復を受ける権利及び迅速、公正かつ適正な賠償を受ける権利（本条約第24条）（総括所見パラ39）

（1）刑事訴訟法と本条約における「被害者」は、文言上、条約と完全に一致しないように見えるが、実際の運用においては、被害者本人からの要請があった場合、検察官は十分な情報及び対策を「被害者」に対して提供している。

（2）上記のとおり、日本政府の審査における説明や英文で提出した我が国の法令の関連条文等を踏まえておらず、失当である。

（了）

⁶ LOIへの回答別添13 参照。

⁷ LOIへの回答別添13 参照。

⁸ LOIへの回答別添18 参照。